

たなか事務所だより

2014年
8月号

休眠会社の整理

全国の法務局で、今年度、休眠会社と休眠一般法人の整理作業を行います。休眠会社に該当する会社は、平成27年1月19日までに「まだ事業を廃止していない」旨の届出又は登記（役員変更等の登記）をしない限り、解散したものとみなされて、登記官が職権で解散の登記をすることになります。

◆ 休眠会社とは？

最後の登記から12年を経過している株式会社のことです。

◆ 休眠一般法人とは？

最後の登記から5年を経過している一般社団法人又は一般財団法人のことです。

役員変更登記などの登記手続きを忘れている場合は、早めに手続きをする必要があります。

ご不明な点がありましたら、司法書士にお問い合わせください。



(司法書士 小司隆信)

生命保険金の受取り

生命保険金の受取人については、遺言書で保険金の受取人を変更できます。

しかし、遺言によって受取人となった方の存在を保険会社は請求があるまで知りません。

⇒変更の連絡前に**保険契約上の権利者から請求**があると保険会社はその請求者に保険金を支払うこととなります。

支払後に遺言により受取人となった方から保険金請求があっても保険会社から支払われることはありません。

生前に受取人変更をするのが望ましいです。

※**相続放棄をしても**保険金の受取人になっている方は保険金を受け取ることができます。



(行政書士 & ファイナンシャル
プランナー山崎真一郎)

司法書士法人たなか事務所

【瑞浪事務所】 〒509-6122 岐阜県瑞浪市上平町一丁目3番地

TEL 0572-67-1815 FAX 0572-67-1331

【多治見事務所】 〒507-0038 岐阜県多治見市白山町三丁目13番地の1

TEL 0572-26-7711 FAX 0572-26-8545

